

平成17年9月8日

三重県知事 野呂 昭彦 様

## 「フェロシルト」の早期撤去を求める申し入れ

- < 申し入れ団体 > 【全国】廃棄物処分場問題全国ネットワーク  
【愛知】ダイオキシン・処分場問題愛知ネットワーク  
「瀬戸市にこれ以上産廃はいらぬ」会  
瀬戸市の問題を考える市民ネットワーク  
【岐阜】くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク  
放射能のゴミはいらぬ！市民ネット・岐阜  
【三重】RDFを考える会  
伊賀の命を守る会

8月17日、公開質問状の回答を頂きましたが、第1項目の「汚染されたフェロシルトの撤去先」の質問に対し、三重県は「汚染されたフェロシルトは、製品としての価値がないので廃棄物であるから、石原産業の四日市工場に持ち帰ってはならない」とし、結果として、汚染されたフェロシルトの撤去を遅らせ、汚染を拡大させています。

高濃度の六価クロムが民家のすぐ脇に放置され、一刻も早い撤去が必要であるのに、三重県は、法律を盾にフェロシルトの移動を阻止しているようにさえ感じます。

石原産業からは、「工場敷地内に、安全に保管できる施設の用意ができる」と聞いています。また、土壌汚染浄化の専門家は、「石原産業の工場敷地内に運び込んでからの汚染浄化でも問題はない」とも言っています。最優先に撤去できる方法を模索するのが三重県の役割ではありませんか。本来、法は人の健康と生命を守るためにあるはずですが、しかし、三重県は、法を使って撤去しようとするのではなく、自らを法で縛り、結果的に人の命をおろそかにしています。そんな三重県の姿勢には納得がいきません。三重県には、リサイクル品として認定してきた責任があり、フェロシルト早期撤去にあらゆる手段を駆使し、取り組む責任があります。

つきましては、下記の事項を申し入れますのでご検討頂き、9月15日までに、ご回答頂きたくお願い申し上げます。

### ・ 申し入れ事項

1. 人の健康・生命を第1に考え、早期にフェロシルト撤去を実現させるためのあらゆる手段を検討すること。

< 回答・問い合わせ先 >

ダイオキシン・処分場問題愛知ネットワーク 代表 吉川三津子  
電話 & Fax 0567-25-4875

〒496-0931 愛知県愛西市早尾町南川並 225-66